

建設業許可申請【更新】 簡易マニュアル

静岡県静岡土木事務所

注意

本マニュアルは、建設業許可申請（更新）に係る手続きについて、簡易な表現で記載がされております。
不明点等詳細な事項については、「建設業許可の手引き」を確認してください。

建設業許可申請の窓口について

建設業許可（更新）申請については、管轄の土木事務所へ提出してください。
なお、郵送での受付はできません。

○受付時間：開庁日 9時～11時 13時～16時 ※時間外の申請は受付できません。

申請手数料について

申請手数料については、以下のとおりとなります。

一般建設業の更新・・・5万円 特定建設業の更新・・・5万円

一般建設業及び特定建設業の同時更新・・・10万円

※取得業種の数は手数料に関係ありません。

手数料については、静岡県収入証紙を購入してください。

静岡県収入証紙は指定の機関で購入可能です。

県庁及び各土木事務所の最寄りの「**静岡県収入証紙**」販売所は以下のとおりです。

	名 称	場 所	販売時間	電話番号
県庁	売店証紙売場	県庁本館1階	8:30～18:00	054-221-2557
下田土木事務所	伊豆食品衛生協会	下田総合庁舎2階	8:30～17:00	0558-24-2142
熱海土木事務所	熱海食品衛生協会	熱海総合庁舎1階	8:30～17:00	0557-82-9136
沼津土木事務所	沼津食品衛生協会	東部総合庁舎本館2階	8:30～17:00	055-922-1748
富士土木事務所	富士食品衛生協会	富士総合庁舎1階	8:30～17:00	0545-64-0028
静岡土木事務所	静岡総合庁舎別館地下売店	静岡総合庁舎別館地下売店	10:00～15:00	054-286-9292
島田土木事務所	藤枝市食品衛生協会	藤枝総合庁舎3階 中部健康福祉センター	8:30～17:00	054-643-4269
袋井土木事務所	袋井地区建設事業協同組合	袋井市三門町11-12 (袋井建設業協会内)	8:30～17:00	0538-44-1766
浜松土木事務所	浜松総合庁舎10階売店	浜松総合庁舎10階売店	10:00～16:00	053-454-4087※

※直通電話ではありません。お問合せの際は、「収入証紙の販売所について」とお伝えください。

目次

○ 建設業許可の更新申請をする前に・・・	4
1 建設業許可更新申請時に必要な書類について	5
2 書類の記入方法について	7
様式第1号 「建設業許可申請書」	8
別紙一 「役員等の一覧表」	11
別紙二(2) 「営業所一覧表(更新)」	12
別紙四 「営業所技術者等一覧表」	13
様式第6号 「誓約書」	14
様式第7号の3 「健康保険等の加入状況」	15
様式第11号 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」	16
様式第20号 「営業の沿革」	17
様式第20号の2 「所属建設業者団体」	18
様式第20号の3 「主要取引金融機関名」	18
別とじ用表紙	19
様式第7号 「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」	20
別紙 「常勤役員等の略歴書」	22
様式第12号 「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」	23
様式第13号 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」	24
様式第14号 「株主(出資者)調書」	25
静岡県様式 「役員等指名一覧表」	26
3 用意しなければならない書類について	27
登記事項証明書	28
登記されていないことの証明書・身分証明書	29
経營業務の管理責任者・営業所技術者等の常勤性確認書類	30
営業所の実態の確認写真	31
健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況の確認書類	32

建設業許可の更新申請をする前に・・・

建設業許可の更新をスムーズに進めるために、以下の内容をご確認ください。

必要な「変更届出書」を事前に提出していない場合、更新申請を受付けることができませんのでご注意ください。

① 前回申請時から内容に変更が生じた場合の手続きについて

次の内容に変更があった場合は、事前に「変更届出書」を提出する必要があります。提出がない場合は、更新申請が受理されません。

【変更届出が必要な内容】

1. 建設業許可要件を満たす者の変更
 - ・経營業務の管理責任者（様式第7号に記載の者）に変更があった場合
 - ・営業所技術者（様式第1号別紙四に記載の者）に変更があった場合
2. 事業者に関する事項の変更
 - ・商号や名称を変更した場合
 - ・営業所の名称や所在地の変更、営業所の新設・廃止等があった場合
 - ・資本金額が変更になった場合
 - ・健康保険・厚生年金保険や雇用保険の加入状況が変更になった場合
3. 役員や代表者に関する変更
 - ・取締役の就任や辞任があった場合
 - ・代表者（様式第1号に記載の者）や役員の氏名（改姓など）に変更があった場合
 - ・個人事業主や支配人の氏名（改姓など）が変更になった場合
4. その他の変更
 - ・令第3条に規定されている使用人（様式第11号に記載の者）に関する変更
 - ・一部の業種を廃止した場合

② 毎事業年度終了後の変更届出について

建設業者は、毎事業年度経過（決算終了）後4か月以内に変更届出書を提出する義務があります。

直近の決算期までの変更届出書の提出がない場合、更新の申請が受理されません。

※ただし、更新申請時に決算終了後4か月を超えていない場合は、直近の決算期の変更届出書が提出されていなくても受理されます。

これらの手続きの詳細については、建設業許可の手引き Chapter3 を確認してください。

☆チェックリスト

- ①に列記されている内容について変更がない。または、変更されたものについて変更届出書を提出している。
- 事業年度終了に伴う変更届出書（決算変更届）を毎事業年度分提出している。

1 建設業許可更新申請時に必要な書類について

建設業許可申請（更新）には、以下の書類を用意する必要があります。

○3部必要になるもの（正本1部、副本2部）

様式	注意事項	本マニュアル 該当ページ	建設業許可の手引き 該当ページ
様式第1号 「建設業許可申請書」		p 8	p 68
別紙一 「役員等の一覧表」	個人の場合は添付不要	p 11	p 71
別紙二（2） 「営業所一覧表（更新）」		p 12	p 73
別紙三 「証紙貼り付け欄」			p 74
別紙四 「営業所技術者等一覧表」		p 13	p 75
様式第6号 「誓約書」		p 14	p 84
様式第7号の3 「健康保険等の加入状況」		p 15	p 85
様式第11号 「建設業法施行令第3条に規定する 使用人の一覧表」		p 16	p 90
様式第20号 「営業の沿革」		p 17	p 122
様式第20号の2 「所属建設業者団体」	前回申請時から変更がなければ提出不要	p 18	p 123
様式第20号の3 「主要取引金融機関名」	前回申請時から変更がなければ提出不要	p 18	p 124
別とじ用表紙		p 19	
様式第7号 「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」		p 20	p 125
別紙 「常勤役員等の略歴書」		p 22	p 128
様式第12号 「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」	経營業務の管理責任者を除くすべての役員等（株主を含む）について添付が必要 役員が1人又は個人の場合は提出不要	p 23	p 144
様式第13号 「建設業法施行令第3条に規定する 使用人の住所、生年月日等に関する調書」	様式第11号に記載の者がいない場合は提出不要	p 24	p 145
様式第14号 「株主（出資者）調書」	前回申請時から変更がなければ提出不要	p 25	p 146
履歴事項全部証明書 （現在事項全部証明書）	個人の場合は原則添付不要（原本1部・コピー2部）	p 28	p 147

※様式第1号・様式第7号の3・様式第7号については、黄色い用紙に印刷していただくよう、ご協力をお願いします。(黄色い用紙について、県指定の用紙はございません。)

○1部だけ必要なもの

様式	注意事項	本マニュアル 該当ページ	建設業許可の手引き 該当ページ
静岡県様式 「役員等指名一覧表」		p 26	p 150
登記されていないことの証明書	役員全員分（取締役・代表取締役）について提出（個人であれば本人分）※	p 29	p 151
身分証明書	役員全員分（取締役・代表取締役）について提出（個人であれば本人分）※	p 29	p 152
経營業務の管理責任者の常勤性確認書類		p 30	p 180
営業所技術者等の常勤性確認書類		p 30	p 180
営業所の実態の確認写真	営業所の外観（入口）のわかる写真及び建設業許可票の掲示についてわかる写真（許可票の近景及び遠景）を添付すること	p 31	p 182
健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況の確認書類		p 32	p 184、 p 85

※建設業法施行令第3条に規定する使用人についても登記されていないことの証明書及び身分証明書の添付が必要となります。

○窓口で提示するもの（持参し忘れた場合は申請時にお申し出ください。）

- ・ 前回申請時の「建設業許可申請書」一式
- ・ 前回申請時から変更した内容に係る「変更届出書」
- ・ 事業年度終了後に提出した「(決算) 変更届出書」

2 書類の記入方法について

次ページ以降は、以下の書類について記入例及び注意点を説明します。

様式第1号	建設業許可申請書
別紙一	役員等の一覧表
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)
別紙四	営業所技術者等一覧表
様式第6号	誓約書
様式第7号の3	健康保険等の加入状況
様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
様式第20号	営業の沿革
様式第20号の2	所属建設業者団体
様式第20号の3	主要取引金融機関名
別とじ用表紙	
様式第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書
別紙	常勤役員等の略歴書
様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
様式第14号	株主(出資者)調書
静岡県様式	役員等指名一覧表

① 法人は、法務局に登録している所在地を記入する。

個人事業主は、住民票の住所を記入する。

ただし、主たる営業所の所在地が登記上の所在地等と異なる場合は、住所を二段書きで記入すること。

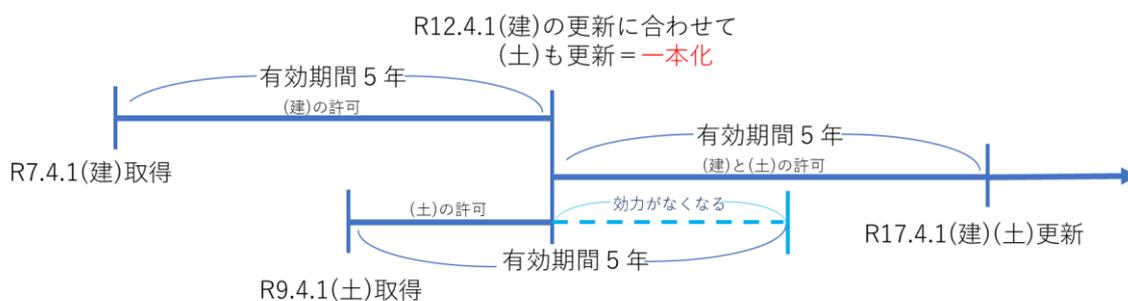
例) 主たる営業所の所在地 : 静岡市葵区〇〇—〇

登記上の所在地 : 静岡市清水区〇〇—〇

② 5年前に建設業許可申請をした後に、「業種追加」や「般特新規」の申請を一度もしていない場合は「2」と記入する。

「業種追加」や「般特新規」の申請をしている場合は「1」を記入することで、複数ある許可を一本化することができる。（一本化による追加の手数料はかかりません。）

※一本化例) 建築工事業の許可を取得した後に土木工事業の許可を取得した場合



※一本化の詳細は建設業許可の手引き 59 ページを参照すること。

③ 業種の略号はそれぞれ以下の表とおり。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

④ 法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

⑤ 市町村コードは以下のとおり。

コード	市区町名	管轄土木事務所	コード	市区町名	管轄土木事務所
22219	下田市	下田土木事務所	22209	島田市	島田土木事務所
22301	賀茂郡東伊豆町		22212	焼津市	
22302	賀茂郡河津町		22214	藤枝市	
22304	賀茂郡南伊豆町		22226	牧之原市	
22305	賀茂郡松崎町		22424	榛原郡吉田町	
22306	賀茂郡西伊豆町		22429	榛原郡川根本町	
22205	熱海市	熱海土木事務所	22211	磐田市	袋井土木事務所
22208	伊東市		22213	掛川市	
22203	沼津市	沼津土木事務所	22216	袋井市	
22206	三島市		22223	御前崎市	
22215	御殿場市		22224	菊川市	
22220	裾野市		22461	周智郡森町	
22222	伊豆市		22138	浜松市中央区	浜松土木事務所
22225	伊豆の国市		22139	浜松市浜名区	
22325	田方郡函南町	22140	浜松市天竜区		
22101	静岡市葵区	22221	湖西市		
22102	静岡市駿河区	静岡土木事務所			
22103	静岡市清水区				

注：

- ・個人事業主は、「資本金」「法人番号」への記入は不要。
- ・ファックス番号がない場合、ファックス番号の記入は不要。

☆チェックリスト

- 様式第1号は最新の様式からダウンロードしている。
- 様式第1号の記入例のとおりに入力されている。

役員等の一覧表

令和 7 年 2 月 1 日

役員等の氏名及び役名等			
フリガナ	氏名	役名等	常勤・非常勤の別
シズオカ 静岡	タロウ 太郎	代表取締役	常勤
シズオカ 静岡	ジロウ 次郎	取締役	常勤
ヤマダ 山田	ヒロシ 弘	取締役	常勤
ユイ 由比	ハナコ 花子	取締役	非常勤
スズキ 鈴木	イチロウ 一郎	株主等	
スズキ 鈴木	ジロウ 次郎	株主等	
		出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者についても記載する。 (出資者が法人の場合は記載不要)	「株主等」の場合常勤・非常勤の別への記載は不要
		①	

記入上の注意点（別紙一） 建設業許可の手引き 72 ページ

- ① 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主もしくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。 ※ただし、個人であるものに限る。

☆チェックリスト

- 代表取締役・取締役・顧問・相談役・株主等にあたる者について記入されている。
- 別紙一の記入例のとおりに入力されている。

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる 営業所	静岡建設（株） 本店	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 054-221-2507	土、建	大、と
	沼津営業所	〒410-0022 沼津市大岡中石田1110番2号 055-920-2203	土	と
	浜松営業所	〒430-0925 浜松市中央区寺島町12番1号 053-458-7256	—	と
従 た る 営 業 所	「従たる営業所」がない場合は記載不要。			

記入上の注意点（別紙二（２）） 建設業許可の手引き 74 ページ

☆チェックリスト

- 前回の申請時（又は変更届出時）と同様の内容で記入されている。
- 別紙二（２）の記入例のとおりに入力されている。

別紙四

営業所技術者等一覧表

令和 7 年 2 月 1 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
静岡建設株式会社 本店	シズオカ ジロウ 静岡 次郎	建-9 大-7	37
	シズオカ タロウ 静岡 太郎	土-9 と-7	13
沼津営業所	ヤマグチ アキラ 山口 章	土-9 と-7	13
浜松営業所	ヤマダ ヒロシ 山田 弘	と-7	13
直近に提出した申請書・変更届出書の内容を書き写して記入すること。			

記入上の注意点（別紙四） 建設業許可の手引き 76 ページ

☆チェックリスト

- 前回の申請時（又は変更届出時）と同様の内容で記入されている。
- 別紙四の記入例のとおりに入力されている。

様式第六号

(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓 約 書

「申請者」以外は抹消線で削除すること

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

「申請者」以外は抹消線で削除すること

令和 7 年 2 月 1 日

申請者 **静岡市葵区追手町9番6号本館ビル2階**
~~譲受人~~ **静岡建設株式会社**
~~合併存続法人~~ **代表取締役 静岡 太郎**
~~分割承継法人~~

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県 知事 殿

「地方整備局長」
「北海道整備局長」を削除し、「静岡県知事」と記入

・住所
・商号(屋号)
・代表者名 を記入

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

「申請者 地方整備局長
譲受人 北海道開発局長
合併存続法人
分割承継法人 知事」

については不要なものを消すこと

記入上の注意点（様式第六号） 建設業許可の手引き 85 ページ

☆チェックリスト

様式第六号の記入例のとおり記入されている。

様式第七号の三

七条の二関係)

(用紙A4)

(1) に○をする。

健康保険等の加入状況

- ① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

・住所
・商号(屋号)
・代表者名を記入

令和 7 年 2 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
静岡県 知事 殿

「地方整備局長」
「北海道整備局長」を削除し、
「静岡県知事」と記入する。

「届出者」を削除する。

申請者
届出者

静岡市葵区追手町9番6号本館ビル2階
静岡建設株式会社
代表取締役 静岡 太郎

許可番号 国土交通大臣 許可(般特 2) 第 XXXXX 号 令和 2 年 4 月 1 日

「国土交通大臣」を削除し、「静岡県」と記入する。

申請時に有効な許可について記入する。

①

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	19 人 (3 人)	1	1	1	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇
沼津営業所	11 人 (0 人)	3	3	3	××××××××××	××××××××××
浜松営業所	10 人 (1 人)	3	3	3	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇
					××××××××××	××××××××××
合計	40 人 (4 人)				〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇

役員・事業主を含めてすべての従業員数(事務員等を含む)を記載する。

()内には、役員または個人事業主(同居の親族である従業員を含む)の人数を記載する。

それぞれの保険について、加入は「1」、適用が除外される場合は「2」
本店等での一括加入の場合は「3」を記載する。
建設国保等に加入している場合は、適用除外として「2」と記入する。

②

例のとおり事業所整理番号及び事業所番号を記入する。
建設国保等に加入している場合は、その名称を記載する。
雇用保険には、雇用保険番号を記入する。

全ての営業所の合計を記入する。

記入上の注意点 (様式第七号の三) 建設業許可の手引き 86 ページ

- ① 一般建設業のみ取得している場合は「特」を削除する。
特定建設業のみ取得している場合は「般」を削除する。
許可が2本以上ある場合は、現在有効な許可の中で一番古い許可についてのみ記載すること。
- ② 保険の加入状況等についての書き方については p 32~34 を参照すること。
各保険については、加入の確認書類が必要になる。

☆チェックリスト

- 健康保険・厚生年金保険の事業所整理記号等が確認書類と一致している。
- 雇用保険に関する労働保険番号が記載されており、確認書類と一致している。
- 様式第七号の三の記入例のとおり記入されている。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

該当がない場合は「該当なし」と記入する。

令和 7 年 2 月 1 日

営業所の名称	職 名	氏 名
沼津営業所	営業所長	マツモト オサム 松本 治
浜松営業所	取締役営業所長	ヤマダ ヒロシ 山田 弘
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 個人事業主で、支配人がいる場合も記載すること。 </div>		

記入上の注意点（様式第十一号） 建設業許可の手引き 91 ページ

☆チェックリスト

- 前回の申請時（又は変更届出時）と同様の内容で記入されている。
- 様式第十一号の記入例のとおりに入力されている。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和38年 1月 18日	静岡建設工業株式会社 設立 (資本金 10,000千円)	法人の場合は設立当初の資本金を記載する。
	昭和56年 12月 1日	沼津営業所及び浜松営業所の開設	営業所の開設・廃止や移転した場合の年月日を記入する。 ※住居表示の実施により住所が変更になった場合は記載不要
	平成元年 4月 21日	本店移転 (静岡市葵区追手町9番6号)	
	平成14年 4月 1日	資本金の増資30,000千円 (資本金40,000千円)	
	平成25年 4月 1日	名称の変更 (静岡建設株式会社)	資本金や名称が変更した場合も年月日を記入する。
	年 月 日		
	年 月 日		
年 月 日			

建設業の登録及び許可の状況	昭和46年 10月 15日	最初の登録 静岡県知事登録(チ)第XXX号 大工、とび・土工、管工事業	
	昭和51年 4月 1日	最初の許可 静岡県知事許可(般-51)第XXXXX号 大工、とび・土工、管工事業	
	昭和61年 10月 20日	追加の許可 般特新規(特定成)静岡県知事許可(特-61)第XXXXX号 土木、建築工事業	
	平成13年 2月 10日	追加の許可 業種追加 静岡県知事許可(般-12)第XXXXX号 塗装工事業	
	平成15年 3月 31日	一部廃業 管、塗装工事業	
	平成22年 4月 1日	許可の一本化 静岡県知事許可(特-22)第XXXXX号 土木、建築工事業 静岡県知事許可(般-22)第XXXXX号 大工、とび・土工工事業	
	令和2年 4月 1日	最新の許可 静岡県知事許可(特-2)第XXXXX号 土木、建築工事業 静岡県知事許可(般-2)第XXXXX号 大工、とび・土工工事業	
年 月 日			
年 月 日		最初の許可、最新の許可と追加の許可及び廃業等について記載する。 許可の一本化を行った場合についても記載する。	①
年 月 日			

賞罰	年 月 日		なし
	年 月 日		特にない場合は「なし」と記載する。
	年 月 日		

記入上の注意点 (様式第二十号) 建設業許可の手引き 123 ページ

- ① 更新の許可については、原則記載不要。ただし、許可の有効期限を調整した場合の許可(一本化)と最新の許可(最後に更新をした許可)については記載する。
最新の許可を取得したのちに業種追加等をした場合、「最新の許可」ではなく「追加の許可」と記載すること。

☆チェックリスト

- 様式第二十号の記入例のとおりに入力されている。

様式第二十号の二

(用紙A4)

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 ○○建設業協会	昭和40年 4月 1日

記入上の注意点（様式第二十号の二） 建設業許可の手引き 124 ページ

☆チェックリスト

様式第二十号の二の記入例のとおりに入力されている。

様式第二十号の三

(用紙A4)

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	○○銀行 ○○支店 ○○銀行 ○○支店	○○信用金庫 ○○支店	

記入上の注意点（様式第二十号の三） 建設業許可の手引き 125 ページ

☆チェックリスト

様式第二十号の三の記入例のとおりに入力されている。

別とじ用表紙

商号又は名称	静岡建設(株)	受付印
許可番号	静岡県知事許可 ^般 - 2 第 XXXXX 号 _特	

一般建設業のみの場合→「般」を削除
特定建設業のみの場合→「特」を削除

1 申請区分 (申請の場合、該当する区分に○を付してください。)

1	新規 (純新規・事業継承・法人成)	2	許可換え新規	3	般特新規
4	業種追加	5	更新	6	般特新規+業種追加
7	般特新規+更新	8	「5」に○をつける。	9	般特新規+業種追加+更新

2 変更事項 (変更届の場合、該当する変更事項に○を付けてください。)

1	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の変更	2	営業所技術者等 (変更・追加・削除)
3	欠格要件に該当したとき	4	令第3条に規定する使用人 (新任・退任)
5	商号又は名称	6	営業所の名称・所在地
7	営業所の新設	8	営業所の廃止
9	営業所の業種追加	10	営業所の業種廃止
11	資本金額	12	役員等の変更 (新任・代表者の変更・氏名の変更・退任)
13	個人事業主又は支配人の氏名 (改姓等)	14	支配人 (令第3条に規定する使用人) (新任・退任)
16	営業所の電話番号及びFAX番号		

添付している書類について、数字に○をつけること。

3 書類名 (提出する書類に○を付けてください。)

No	様式番号	書類名
1	様式第7号※	常勤役員等 (経營業務の管理責任者等) 証明書
2	様式第7号別紙	常勤役員等の略歴書
3	様式第7号の2※	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第1面~第4面)
4	様式第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書
5	様式第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
6	様式第8号※	営業所技術者等証明書 (新規・変更)
7		卒業証明書・資格証明書・監理技術者資格者証
8	様式第9号	実務経験証明書
9	様式第10号	指導監督的実務経験証明書
10	様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
11	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
12	様式第14号	株主 (出資者) 調書
13	様式第22号の3※	届出書
14	様式第22号の4※	廃業届
15		登記事項証明書
16		納税証明書

注 様式番号欄に※の付されたものは黄色の紙を使用してください。

記入上の注意点 (別とじ用表紙) 建設業許可の手引き 212 ページ

☆チェックリスト

□ 別とじ用表紙の記入例のとおり記入されている。

様式第七号

(用紙A4)

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **代表取締役** 経験時の役職名を記入する。
 経験年数 **平成16年1月**から**令和7年2月**まで満**21年1月**
 証明者と被証明者との関係 **役員** 事業主の場合は「本人」と記入する。
 備考 事業主の場合は備考欄に「自営のため」と記入する。

① 不要なものを削除すること。 ※削除例参照

常勤役員(事業主)として経験した年月を記入する。

証明日まで同じ役職でいる場合は、証明日と月を合わせる。

・住所
・商号(屋号)
・代表者名 を記入

令和 7 年 2 月 1 日

静岡市葵区追手町9番6号本館ビル2階
静岡建設株式会社
代表取締役 静岡 太郎

不要なものを削除すること。 ※削除例参照

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 本人 の支配人 } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

申請者 届出者 静岡市葵区追手町9番6号本館ビル2階
静岡建設株式会社
代表取締役 静岡 太郎

「地方整備局長」「北海道開発局長」を削除し、「静岡県知事」と記入する。

「届出者」を削除する。

令和 7 年 2 月 1 日

申請又は届出の区分 項番 1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)
 「3」と記入する。

変更年月日 令和 年 月 日
 申請時に有効な許可について記入する。右詰めで記入し、余白には「0」を記入する。

許可番号 大臣知事コード 1 8 2 2 国土交通大臣 静岡県知事 許可(一般) 0 2 第 0 X X X X X X 号
 「22」と記入する。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】
 氏名のフリガナ シズ 名字の前より2文字をカタカナで記入する。
 氏名 2 0 静岡 太郎
 住所 静岡市葵区追手町〇-〇 住所を忘れずに記入する。
 経営業務の管理責任者について記入。
 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 S 3 8 年 0 8 月 0 6 日
 昭和=「S」 平成=「H」

◎【変更前】
 氏名 ここには何も記入しない
 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

① (1)(2)(3)の削除方法については、下の表を参考にすること。

役員、事業主、支配人、支店長等 として5年以上経験した者	執行役員として5年以上経験を した者	6年以上経營業務を補佐する経験 をした者
イー(1)該当	イー(2)該当	イー(3)該当
(2)(3)を削除	(1)(3)を削除	(1)(2)を削除

☆チェックリスト

- 前回の申請時（又は変更届出時）と同様の内容で記入されている。
- 様式第七号の記入例のとおりに入力されている。

常勤役員等の略歴書

現住所	静岡市葵区追手町〇―〇			
氏名	静岡 太郎	生年月日	昭和38年 8 月 6 日生	
職名	代表取締役			
	期間	従事した職務内容		
職	自 昭和 62年 4月 1日 至 平成 5年 3月 31日	静岡建設株式会社に入社し、工事係員として大工工事、とび・土工・コンクリート工事の施工に従事する。		
	自 平成 5年 4月 1日 至 平成 16年 1月 5日	静岡建設株式会社の沼津営業所長に就任し、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、施工等の業務に従事する。		
	自 平成 16年 1月 6日 至 平成 20年 3月 31日	静岡建設株式会社の常勤取締役に就任し、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、施工ほか経営業務に従事する。		
	自 平成 20年 4月 1日 至 令和 7年 2月 現在	静岡建設株式会社の常勤の代表取締役に就任し、土木一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、施工ほか経営業務に従事する。		
歴	自 年 月 日 至 年 月 日	証明日の月とあわせること。		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
			なし	
		賞罰は特にない場合でも「なし」と記入する。		
上記のとおり相違ありません。				
令和 7 年 2 月 1 日		氏名	静岡 太郎	

記載要領

記入上の注意点（様式第七号別紙） 建設業許可の手引き 129 ページ

☆チェックリスト

 様式第七号別紙の記入例のとおり記入されている。

許可申請者

（法人の役員等）
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~

の住所、生年月日等に関する調書

「本人」「法定代理人」「法定代理人の役員等」については、削除すること。

住 所	静岡市葵区追手町〇ー〇		
氏 名	静岡 次郎	生 年 月 日	昭和58年1月23日生
役 名 等	取締役		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰		賞罰は特にない場合でも「なし」と記入する。 ※「株主等」については、賞罰欄より下の記載不要	
上記のとおり相違ありません。			
令和 7 年 2 月 1 日		氏 名 静岡 次郎	

記載要領

- 「~~法人の役員等~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

記入上の注意点（様式第十二号） 建設業許可の手引き 145 ページ

☆チェックリスト

様式第十二号の記入例のとおり記入されている。

様式第十三号 (係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	三島市文京町〇〇〇		
氏 名	松本 治	生 年 月 日	昭和58年1月23日生
営 業 所 名	沼津営業所		
職 名	営業所長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰		賞罰は特にない場合でも「なし」と記入する。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 7 年 2 月 1 日		氏 名	静岡 次郎

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記入上の注意点（様式第十三号） 建設業許可の手引き 146 ページ

☆チェックリスト

様式第十三号の記入例のとおりに入力されている。

様式第十四号

(用紙A4)

株 主 (出 資 者) 調 書

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
鈴木 一郎	沼津市大手町999	3,600株
鈴木 次郎	沼津市大手町999	400株

記入上の注意点(様式第十四号) 建設業許可の手引き 147 ページ

☆チェックリスト

 様式第十四号の記入例のとおりに入力されている。

静岡県様式

役員等氏名一覧表

役員等、又は事業主及び支配人は、下記の者で相違ありません。また、注1に記載した官公庁への照会を行うことについて承諾します。

申請者 静岡建設株式会社 代表取締役 静岡 太郎 許可番号 (般・特- 2) 第 XXXXX 号

提出先 県庁 (静岡) 土木事務所

行政庁記入欄 受付日 年 ここには何も記入しない

●法人の商号にあつては登記上の字を、個人の氏名にあつては住民票上の字を確認し、正確に記載してください(法人の役員等の氏名も含む。)

Table with 2 columns: 商号 (静岡建設株式会社)

Main table with 5 columns: 役員等の氏名・性別, 生年月日, 役職名, 本籍地. Includes entries for 静岡 太郎, 静岡 次郎, 山田 弘, 山田 明, 松本 治.

身分証明書に記載されている本籍地をそのまま書き写すこと。 ※省略したり、漢数字と数字を変えたりしない。

記入上の注意点 (静岡県様式) 建設業許可の手引き 151 ページ

☆チェックリスト

静岡県様式の記入例のとおり記入されている。

3 用意しなければならない書類について

以下の書類については、更新申請時に用意していただく書類となります。

履歴事項全部証明書 (現在事項全部証明書)
登記されていないことの証明書
身分証明書
経營業務の管理責任者の常勤性確認書類
営業所技術者等の常勤性確認書類
営業所の実態の確認写真
健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況の確認書類

次ページ以降に内容詳細及び説明があります。

登記事項証明書

申請者が法人の場合は「履歴事項全部証明書」を取得し、原本1部、コピー2部の計3部を提出してください。

証明書の証明有効期間は、発行日から3カ月（初日不算入）になりますので、ご注意ください。

※取得方法については、法務局ホームページ等により調べてください。

○履歴事項全部証明書例

履歴事項全部証明書	
静岡県静岡市葵区追手町9番6号	
株式会社静岡建設	
会社法人番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇	
商号	株式会社静岡建設
本店	静岡県静岡市葵区追手町9番6号
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	昭和38年1月18日
目的	1. 建築工事業 2. 土木工事業 3. 建設資材の販売 4. 前各号に付帯する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株
資本金の額	金4000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の決議を要する。
役員に関する事項	取締役 静岡 太郎
	取締役 静岡 次郎
	:
	静岡市葵区追手町〇〇〇 代表取締役 静岡 太郎
登記記録に関する事項	設立 昭和38年1月18日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和〇年〇月〇日

静岡地方法務局

登記官 〇〇 〇〇〇

※申請者が個人で、支配人を設置している場合については、「現在事項全部証明書」を取得し、原本1部、コピー2部の計3部を提出してください。

登記されていないことの証明書・身分証明書

法人の役員〔取締役・代表取締役（非常勤を含む）〕及び個人事業主本人について、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の添付が必要となります。

証明書の証明有効期間は、発行日から3カ月（初日不算入）になりますので、ご注意ください。

※登記されていないことの証明書取得手続きについて

窓口申請の場合 静岡地方法務局に申請してください（本局のみ）。
担当：戸籍課 静岡県合同庁舎2階 電話 054-254-3555(代)
郵送申請の場合 東京法務局後見登録課に申請してください。
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課 電話 03-5213-1360（ダイヤルイン） ※申請用紙の「証明事項」欄には「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」にチェックを入れてください。

※身分証明書の交付については、本籍地のある市区町村（戸籍担当部署）に請求してください。

○登記されていないことの証明書・身分証明書例

登記されていないことの証明書	身分証明書						
<table border="1"><tr><td>① 氏名</td><td>静岡 太郎</td></tr><tr><td>② 生年月日</td><td>昭和38年8月6日</td></tr><tr><td>③ 住所</td><td>静岡県静岡市葵区追手町〇〇〇</td></tr></table> <p>上記の者について、後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。</p> <p>令和〇年〇月〇日 静岡法務局 登記官 ○○ ○〇〇</p>	① 氏名	静岡 太郎	② 生年月日	昭和38年8月6日	③ 住所	静岡県静岡市葵区追手町〇〇〇	<p>本 籍 静岡県浜松市中央区和合町*** 本人氏名 静岡 太郎 生年月日 昭和38年8月6日</p> <p>1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。 2 後見の登記の通知を受けていない。 3 破産宣告又は破産手続きの開始決定の通知を受けていない。</p> <p>上記のとおり証明する。</p> <p>令和〇年〇月〇日 区市町村長 ○○ ○〇〇</p>
① 氏名	静岡 太郎						
② 生年月日	昭和38年8月6日						
③ 住所	静岡県静岡市葵区追手町〇〇〇						

※建設業法施行令第3条に規定する使用人についても登記されていないことの証明書及び身分証明書の添付が必要となります。

※法人の役員または個人事業主本人が外国籍の場合については、建設業許可の手引き p 151～152 を確認してください。

※成年被後見人又は被保佐人の登記がある場合で、医師の診断により建設業を適正に営むことができる者については、医師の診断書を必ず併せて提出してください。

経營業務の管理責任者・営業所技術者等の常勤性確認書類

経營業務の管理責任者・営業所技術者等については、営業所に常勤している必要があります。

常勤性の確認書類として、①から順に確認し、当てはまったものいずれかの写しを添付してください。

	経營業務の 管理責任者	営業所技術者等					
		法人役員	個人事業主	法人		個人事業	
				役員	被雇用者	事業主	被雇用者
①	・資格確認書 ※氏名、生年月日、事業所名称、及び適用年月日の全てが確認できる場合に限る	○	－	○	○	－	－
①	・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ・厚生年金保険 70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ・厚生年金保険 70 歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ	○	－	○	○	－	○ (適用事業所の場合)
	・年金保険被保険者記録回答票	○	×	○	○	×	○ (適用事業所の場合)
②	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は照会票 ・事業所別被保険者台帳決定通知書	－	－	－	○	－	○
③	・住民税特別税額決定通知書 ・普通徴収から特別徴収への切替届出書	○	－	○	○	－	○ (特別徴収対象の場合)
④	・法人税確定申告書「別表一」及び「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」	○	－	○	－	－	－
⑤	・所得証明書	×	○	×	×	○	×
	・所得税確定申告書「第一表」「第二表」 被雇用者の場合は「第一表」「第二表」「決算書」	×	○	×	×	○	○ (給料賃金の内訳欄で確認できる場合)
⑥	・個人事業主の開業届出書 (新規開業後、確定申告前の場合)	－	○	－	－	○	×
	・県税の納税証明書	×	○	×	×	○	×
⑦	・所属企業の雇用証明書の写し	－	－	－	○	－	○
	・賃金台帳、源泉徴収簿等	○	○	○	○	○	○

○：使用可　－：該当しない　×：使用不可

※「標準報酬決定通知書」、「法人税確定申告書」、「賃金台帳」、「源泉徴収簿」等で確認する場合、著しく低い報酬・賃金（月額 12 万円を目安）の方については、常勤として認められません（正当な理由がある場合を除く。）

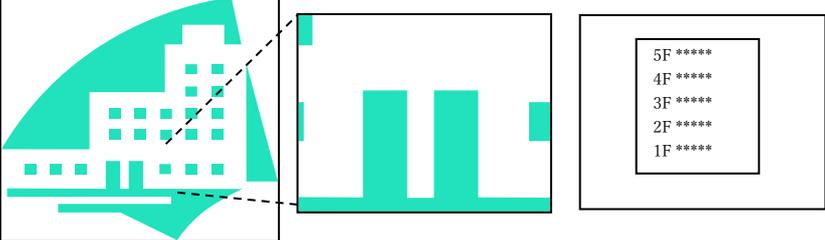
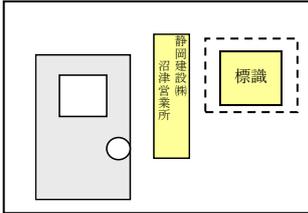
※現住所が営業所から著しく遠い場合は、常勤として認められません。

※住民票上の住所が現住所と違う場合、または、遠隔地通勤の場合については、建設業許可の手引き p175 の脚注をご確認ください。

営業所の実態の確認写真

営業所の実態を確認するため、営業所の外観および許可標識（遠景及び近景）を撮影し、添付してください。

- ・営業所調査をしなくても写真から営業所の実態が分かるよう撮影してください。
- ・余白に営業所の所有形態（自己所有又は他者所有）を明記してください。
- ・余白等に写真の撮影日を記載してください。なお、提出する写真は撮影日から3か月以内のものが有効です。

<p>営業所の外観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全景を、下図のとおり撮影してください。 ・営業所がビル内等に所在する場合は、以下の項目の写真を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ア 建物の入口部分 イ テナント表示（又は集合郵便受け…商号等が判読できること） <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div data-bbox="598 609 646 636">全景</div> <div data-bbox="874 622 965 649">ビル入口</div> <div data-bbox="1157 622 1252 649">テナント</div> </div> 																																				
<p>許可標識</p>	<p>遠景及び近景各一葉とし、近景は標識への記載文字が判読できるものとします。更新時において従たる営業所を有する場合は、営業所毎の許可標識の写真が必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="422 996 730 1209">  <p>(遠景)</p> </div> <div data-bbox="853 996 1220 1209"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">建設業の許可票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号又は名称</td> <td colspan="3">静岡建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td colspan="3">静岡太郎</td> </tr> <tr> <td>一般建設業又は特定建設業の別</td> <td>許可を有した建設業</td> <td>許可番号</td> <td>許可年月日</td> </tr> <tr> <td>一般建設業</td> <td>大工工事業</td> <td>静岡県建設許可第2711234号</td> <td>平成27年9月1日</td> </tr> <tr> <td>一般建設業</td> <td>とび・土工工事業</td> <td>静岡県建設許可第2711234号</td> <td>平成27年9月1日</td> </tr> <tr> <td>特定建設業</td> <td>土木工事業</td> <td>静岡県建設許可第2711234号</td> <td>平成27年9月1日</td> </tr> <tr> <td>特定建設業</td> <td>建築工事業</td> <td>静岡県建設許可第2711234号</td> <td>平成27年9月1日</td> </tr> <tr> <td>この図録に掲載している建設業</td> <td colspan="3">大工工事業、とび・土工工事業、土木工事業、建築工事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(近景)</p> </div> </div>	建設業の許可票				番号又は名称	静岡建設株式会社			代表者の氏名	静岡太郎			一般建設業又は特定建設業の別	許可を有した建設業	許可番号	許可年月日	一般建設業	大工工事業	静岡県建設許可第2711234号	平成27年9月1日	一般建設業	とび・土工工事業	静岡県建設許可第2711234号	平成27年9月1日	特定建設業	土木工事業	静岡県建設許可第2711234号	平成27年9月1日	特定建設業	建築工事業	静岡県建設許可第2711234号	平成27年9月1日	この図録に掲載している建設業	大工工事業、とび・土工工事業、土木工事業、建築工事業		
建設業の許可票																																					
番号又は名称	静岡建設株式会社																																				
代表者の氏名	静岡太郎																																				
一般建設業又は特定建設業の別	許可を有した建設業	許可番号	許可年月日																																		
一般建設業	大工工事業	静岡県建設許可第2711234号	平成27年9月1日																																		
一般建設業	とび・土工工事業	静岡県建設許可第2711234号	平成27年9月1日																																		
特定建設業	土木工事業	静岡県建設許可第2711234号	平成27年9月1日																																		
特定建設業	建築工事業	静岡県建設許可第2711234号	平成27年9月1日																																		
この図録に掲載している建設業	大工工事業、とび・土工工事業、土木工事業、建築工事業																																				

※営業所の実態を確認する必要がある場合、営業所の立入検査を実施します。

健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況の確認書類

○健康保険・厚生年金保険の加入状況の確認方法

健康保険・厚生年金保険の加入状況については、以下のいずれかの方法により書類を添付してください。

ケース	方法A	方法B	方法C
1 全国健康保険協会管掌健康保険に加入している場合	【口座振替納付の場合】 ①「保険料納入告知類・領収済額通知書」の写し 【窓口納付の場合】 ②領収日付印がある「納入告知書 納付書・領収証書」の写し	③厚生労働省が発行する「社会保険料納入（申請）証明書」（3か月以内） 又は ④年金事務所長が発行する「社会保険料納入確認書」の原本（3か月以内）	⑤「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（新規適用の場合）
2 組合管掌健康保険に加入している場合	⑥組合管掌健康保険の「保険料の領収証書」の写し 及び ⑦年金事務所発行の「保険料領収証書」の写し		
3 建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合 例・全国建設工事業国民健康保険組合 ・建設連合国民健康保険組合 ・中央建設国民健康保険組合 ・全国土木建築国民健康保険組合等	⑦年金事務所発行の「保険料領収証書」の写し 及び ⑧建設業に係る国民健康保険組合の「保険料領収書」の写し	⑦年金事務所発行の「保険料領収証書」の写し 及び ⑨年金事務所発行の「健康保険被保険者適用除外承認書」の写し	⑦年金事務所発行の「保険料領収証書」の写し 及び ⑩建設業に係る国民健康保険組合が発行した「加入証明書」の原本（3か月以内）
※個人の場合で、建設国保に加入している場合は、確認不要。			

※健康保険等新規加入等の理由により、保険料等の支払期限未到来の場合は、未到来分の領収書等の写しの提出は不要です。

○健康保険・厚生年金保険の記載方法（適用事業所の場合）

様式第7号の3「健康保険等の加入状況」への記載方法については、以下の表を参考にしてください。

健康保険の加入状況	保険加入の有無			事業所整理記号等	
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
上記1のケース	1	1		健康保険	事業整理記号を記載
				厚生年金保険	事業整理記号を記載
				雇用保険	
上記2のケース	1	1		健康保険	健康保険組合の名称を記載
				厚生年金保険	事業整理記号を記載
				雇用保険	
上記3のケース	2	1		健康保険	建設国保の名称を記載
				厚生年金保険	事業整理記号を記載
				雇用保険	

※適用事業所でない場合は、【保険加入の有無】欄に「2」と記入し、【事業所整理記号等】にはなにも記載しない。

ただし、建設国保に加入している場合は【事業所整理記号等】に建設国保の名称を記載すること。

○確認書類における事業所整理番号の記載箇所（例）

※確認書類のサンプル
は一部省略箇所等が
あります。

①「保険料納入告知額・領収済額通知書」の場合

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

赤枠内の事業所整理記号及び事業所記号を記載する。

事業所整理記号	事業所番号	
納付目的年月	年 月	納付期限 年 月 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
合 計	額	円

年 月 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

（ 年金事務所）

年 月	分保険料	領収日	年 月 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
合 計	額	円	

様

○雇用保険の加入状況の確認方法

雇用保険の加入状況については、以下のいずれかの方法により書類を添付してください。
添付した書類が労災保険ではなく雇用保険であることを必ず確認してください。

ケース	方法
自社で申告納付の場合	①「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し 及び ②「領収済通知書」の写し（領収日付印があるもの） ※「領収済通知書」は領収印のないものは不可
口座振替を利用している場合	①「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し 及び ③「労働保険料等振替納付のお知らせ（はがき）」の写し ※①に口座振替の記載がある場合、①のみの提出で可。
労働保険事務組合に委託している場合	④「労働保険料等納入通知書」の写し 及び ⑤「労働保険料等領収書」の写し ※労働保険番号の記入がない場合には、番号がわかるものを添付 ※④に口座振替の記載がある場合、④のみの提出で可。
その他	⑥労働局が発行している「労働保険料納付証明書」の写し

【注】雇用保険新規加入等の理由により、保険料等の支払期限未到来の場合は、未到来分の領収書等提出は不要です。

○雇用保険の記載方法

様式第7号の3「健康保険等の加入状況」への記載方法については、以下の表を参考にしてください。

雇用保険の加入状況	保険加入の有無			事業所整理記号等	
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
上記のいずれのケースも右欄のとおり			1	健康保険	
				厚生年金保険	
				雇用保険	労働保険番号を記載

※適用事業所でない場合は、【保険加入の有無】欄に「2」と記入し、【事業所整理記号等】にはなにも記載しない。

① 「労働保険概算・確定保険料申告書」 + ② 「領収済通知書」の場合

※確認書類のサンプルは一部省略箇所等があります。

提出用
平成 年 月 日
あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番2
埼玉労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

労働保険番号: 0123456789

赤枠内の労働保険番号を記載する。

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)
収入印: 0123456789
支払印: 0123456789

雇用保険料分が算定された申告書を提出してください。

④ 「労働保険料等納入通知書」 + ⑤ 「労働保険料等領収書」の場合

労働保険料等納入通知書
労働保険番号: 0123456789

金 円

上記金額を 年 月 日までに当事務組合に納入してください。

平成の年度 届出計書

労働保険料等領収書
下記の金額を領収いたしました(令和 年度 期分)

取扱金融機関			
預金種目	振替日		
口座番号			

契約者番号

種別	金額(円)	
	適用区分	末尾コード
労働保険料	一元適用事業	
	二元適用事業	
一般拠出金		
その他	会費	
	会費・手数料	
領収額計		

赤枠内の労働保険番号を記載する。【注】

【注】労働保険番号が複数ある場合は雇用保険に対する労働保険番号を書きます。